

災害時における指定避難所としての使用に関する協定書

三重県立志摩高等学校

志 摩 市

## 災害時における指定避難所としての使用に関する協定書

災害時における指定避難所としての使用に関し、志摩市（以下「甲」という。）と三重県立志摩高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、志摩市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、乙の協力を得て乙の所有する施設を指定避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、指定避難所として位置付け、市民に周知する。

### （使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	三重県立志摩高等学校
所在地	三重県志摩市磯部町恵利原1308番地
管理者	志摩高等学校長
避難所の種類	指定避難所

### （使用範囲）

第4条 指定避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	体育館等
床面積	1,306㎡
使用可能面積	1,044㎡（床面積×0.8）
収容人員	298名（1,044㎡／3.5㎡）

対象施設において、避難者に使用させる場所は原則として体育館（通路含む。）棟とする。

### （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(指定避難所の開設)

第6条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を指定避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、志摩市内の事前避難対象地域に対し避難指示を発令した場合。
- (2) 大規模な地震・台風等による津波又は洪水・高潮等災害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。
- (3) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）又は口頭（電話連絡含む。）で行うものとする。

(指定避難所等の管理)

第7条 指定避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- (2) 甲は、指定避難所等の状況を勘案し、運用に関する職員を適切に配置するものとする。
- (3) 甲は、指定避難所等を開設している期間に応じて、避難者のための飲料水、食料等の手配を行うものとする。

(費用の負担)

第8条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を指定避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲で処理するものとする。

(使用の禁止)

第9条 志摩市内において震度6強以上の地震が観測された場合、又は大規模災害が発生した場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第10条 指定避難所の使用期間は、第6条の開設から南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が解除された場合、又は災害等発生時から乙及び地域住民等が避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。ただし、必要により、甲、乙協議して延長することができるものとする。

(指定避難所の閉鎖)

第11条 第6条に基づき指定避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、あわせて文書（様式第2号）にて通知する。

(連絡先等確認)

第12条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印又は署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月4日

「甲」 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市

市長 橋爪 政吉

「乙」 三重県志摩市磯部町恵利原1308番地

三重県立志摩高等学校

校長 川上 香里